

令和8年度 小矢部市会計年度任用職員 募集要項（追加募集）

※この募集は、会計年度任用職員の募集です。正規職員の募集ではありませんので、ご注意ください。

【職種・人数】 ・募集職種及び予定人数は、令和8年度 会計年度任用職員職種一覧表を参照ください。
※ 予定人数については現時点の予定数であり、今後の予算状況等により増減する場合があります。

【応募要件】 ・年齢の上限はありません。
・職種によっては、免許又は資格が必要な場合があります。
※ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は、応募できません。
① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
② 小矢部市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない
③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
・本市では障害者雇用を推進しています。障害の有無を問わない職種もありますのでご応募ください。

【応募方法】 ・次のいずれかの方法で申請してください。
① 下記 URL または QR コードから申請してください。
【URL】 <https://logoform.jp/form/gRmW/1471728> 【QR コード】 
② 「小矢部市会計年度任用職員登録申請書」（1部）を持参又は郵送で提出してください。提出書類は一切返却いたしません。あらかじめご了承ください。
【提出先】 小矢部市総務部総務課 〒932-8611 小矢部市本町1番1号
・応募は随時受け付けいたします。（令和8年4月の任用は、2月13日（金）までに申請された方の中から選考します。）

【応募・選考】 ・応募された方は、各職種の会計年度任用職員候補者名簿に登録されます。
・令和8年4月の任用は、2月下旬から選考（書類審査・面接など）を実施します。名簿登録者には別途案内します。
・免許・資格が必要な職種については、証明書類を選考の際に持参してください。
・年度途中で欠員が生じた場合は、その都度、名簿登録者に案内します。
※ 職種ごとに採用人数が限られています。名簿に登録されても案内できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【登録期間】 ・登録期間は、申請日から令和9年3月31日までです。
※ 申請内容に変更が生じた場合及び登録の取り消しを希望する場合は、その旨を総務課までご連絡ください。

【任用期間】 ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間（一部、随時又は期間限定の職種もあります。）
※ 能力の実証の結果が良好である場合は、原則2回まで、公募によらず再度任用される可能性があります。

【勤務条件等】

- ・令和8年度 会計年度任用職員職種一覧表を参照ください。
 - ・年次有給休暇は、1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数に応じて付与されます。（繰り越し可能）
 - ・その他の休暇として有給の特別休暇（官公署出頭、公民権行使、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季休暇、保健指導、産前・産後、不妊治療、妻の出産、男性職員の育児参加、私傷病）と無給の特別休暇（保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、公務上の傷病、骨髄等ドナー）があります。
 - ・通勤に係る経費は、自宅から勤務先の距離と回数に応じて支給されます。
 - ・週休日（原則として土曜日・日曜日）、祝日、年末年始が休日ですが、職種によってはこれらの日に勤務を割り振る場合があります。
 - ・公務中の怪我や事故は、労働者災害補償保険または公務災害が適用されます。
 - ・退職に関する事項
 - ① 任用期間が満了した場合には当然に退職します。
 - ② 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出てください。退職の発令をもって退職します。)
 - ③ 地方公務員法及び小矢部市職員の分限に関する条例の定めるところにより、分限免職される場合があります。また、地方公務員法及び小矢部市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の定めるところにより、懲戒免職される場合があります。
 - ・給料報酬の支給日は、月額の場合は毎月21日、時間額の場合は翌月21日です。（支給日が休日に当たる場合はその前日）
- ※ 勤務内容は事情の変化により変更となる場合があります。
- ※ 給料・報酬の単価は現時点の見込みです。令和8年度予算の編成過程・審議過程・成立過程において変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 経験年数を有する方の給料・報酬は、経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数）と1週間当たりの平均勤務時間により、職務経験等の要素を考慮して決定しますので、会計年度任用職員職種一覧表の「給料・報酬」の額とは異なります。

【注意事項】

- ・任用期間中は、地方公務員法の規定に基づき、以下の義務を負うこととなります。
 - ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
 - ②信用失墜行為の禁止（同法第33条）
 - ③秘密を守る義務（同法第34条）
 - ④職務に専念する義務（同法第35条）
 - ⑤政治的行為の制限（同法第36条）
 - ⑥争議行為等の禁止（同法第37条）
 - ⑦営利企業への従事等の制限（同法第38条）
- ・地方公務員法の規定により、採用後の1月間は条件付採用となります。なお、採用後の1月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで条件付採用の期間を延長される場合があります。
- ・地方公務員法の規定により、人事評価の対象（被評価者）となります。
- ・小中学校、保育所及びこども園等のこどもに接する職種を希望される場合には、令和8年12月25日までに施行予定のこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認等が必要となります。採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
- ・市が収集する個人情報、会計年度任用職員の選考・任用に関する事務以外の目的への使用はいたしません。ただし、任用された方の個人情報は人事情報として使用いたします。
- ・学校・児童福祉施設・行政機関は、敷地内全面禁煙です。ただし、屋外に受動喫煙を防止する措置が取られた喫煙所を設置してある場合は、その中でのみ喫煙できます。

【問い合わせ】

小矢部市総務部総務課 〒932-8611 小矢部市本町1番1号 電話 0766-67-1760 内線 240